

平成28年(ヨ)第 号  
 債権者 社会福祉法人青丘社  
 債務者 津崎尚道

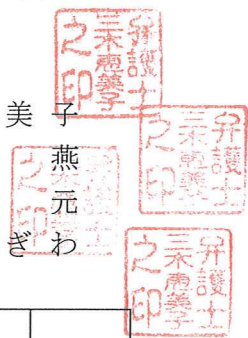
証 拠 説 明 書 (甲1～10)

2016年5月27日

横浜地方裁判所川崎支部 御中

債権者代理人弁護士  
 同  
 同  
 同

三 木 恵 美 子  
 宋 惠  
 神 原  
 櫻 井 み ぎ わ



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲1	リーフレット	原本	2016, 1	債権者	債権者の設立から現在に至るまでの活動の概要が記されている。 本件申立てでヘイトスピーチ並びにヘイトデモ禁止を求めている地域に、多数の社会福祉施設を営んでいる。	
甲2	事業所案内図	原本	2016, 5, 24	債権者	債権者の営む事業所の地図である。 この中で7番の多文化共生センターかわさきほっとカフェテリア・パン工房が主たる事業所から最も距離があり、新川通を超えた場所にある。そのため、半径500メートルの範囲の街宣活動禁止を求めるものである。	
甲3	住民票	原本	H28,5,20	高津区長	債務者を特定し、送達先を明らかにする。	
甲4	川崎市内のヘイトデモ一覧	写し	2016, 3, 16	債権者	同日、川崎市内で行われた市民学習会に使用するため、債	

	表				<p>権者が作成した。</p> <p>11番、12番では、それ以前とは異なり、「浄化デモ」という表現を用いている。そして、街頭宣伝の場所も、それ以前は駅前や幹線道路など多数の人々の耳目を集める場所に限られていたが、これ以降は、債権者の事業所や債権者が営む社会福祉施設、これらを使用する地域住民の住所地をターゲットとするようになっている。</p>
甲5	南関東地区スケジュールと題する書面	原本	2016, 5, 24	債務者	<p>債務者が、「行動する保守運動」と称する団体のホームページ上で、6月5日午前に、債権者事業所周辺にヘイトデモと街宣を行うことを宣言し、参加者を募っている。</p>
甲6	行動する保守運動トップページとカレンダー	同上	同上	行動する保守運動	<p>左記の団体の代表は、桜井誠こと高田誠である。桜井誠は、「在日特権を許さない市民の会」いわゆる「在特会」の代表でもある。</p> <p>債務者が呼びかけるヘイトデモには、これら二つの団体の構成員や賛同者が参加することが多い。</p>
甲7	陳述書	原本	2016, 5, 24	債権者代表者	<p>債権者の業務を紹介し、本件差し止めが認められるべき理由を述べる。</p>
甲8	陳述書	写し	2016, 3, 16	崔江以子	<p>債権者が委託を受けて運営しているふれあい館の職員であり、桜本地区で生まれ育ち子育てをしている2児の母親である。債務者の2度にわたるヘイトデモにより、本人も子どもたちも、回復不能なほどの精神的損害を受けた。</p>

甲 9	新聞記事	写し	2015,11, 10 ~ 2016,5, 25	神奈川新聞 社	ヘイトデモの中でも、川崎区 桜本地区を対象としたデモの 実情を詳細に報道してきた。 ヘイトスピーチ対策法の成立 過程や付帯決議の経緯につい ても詳述している。
甲 10	インターネット ニュース	写し	2016,5, 27	TBS	桜本地区住民と国会議員ら が、6月5日に予定されてい る債務者主催のデモに対し、 デモを許可しないよう川崎警 察署へ申し入れを行った。